札幌医科大学動物実験規程（平成20年1月17日規程第192号）

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　動物実験委員会（第５条－第11条）
第３章　動物実験計画の立案及び実施（第12条－第15条）
第４章　飼養保管施設及び実験室（第16条－第21条）
第５章　実験動物の飼養及び保管（第22条－第28条）
第６章　安全管理（第29条－第30条）
第７章　教育訓練等（第31条－第34条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）第２第２項の規定に基づき、札幌医科大学における実験動物の飼養、保管並びに動物実験計画の立案及び実施（以下「動物実験等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本原則）

第２条　本学における動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、基本指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。）、動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号。以下「指針」という。）その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

２　大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康、福祉及び先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展のためにも必要な手段であることから、本学における動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に基づき、動物実験等を行う際の原則である代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減を踏まえ、適正に実施しなければならない。

（適用範囲）

第３条　この規程は、本学において実施するすべての動物実験等に適用する。

２　他の研究機関等と共同で実施する動物実験等又は他の研究機関等に委託する動物実験等においても、この規程を準用する。

（定義）

第４条　次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験　実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供すること
(2) 飼養保管施設　実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設
(3) 実験室　実験動物に実験操作（２日程度の一時的保管を含む。）を行う施設
(4) 実験動物　動物実験等の利用に供するため、飼養又は保管しているすべての動物（飼養保管施設に導入するため搬送中のものを含む。）
(5) 動物実験計画　動物実験等の実施に関する計画
(6) 動物実験実施者　動物実験等を実施する者（学生実習にあっては担当教員）
(7) 動物実験責任者　動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者
(8) 管理者　飼養保管施設又は実験室を管理する学部の長
(9) 実験動物管理者　管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者。動物実験施設部においては、部長の職にある者

(10)飼養者　実験動物管理者のもとで、実験動物の飼養及び保管に従事する者

第２章　動物実験委員会

（設置）

第５条　動物実験計画等の審査、動物実験等の実施状況の把握等、動物実験等の適正な実施に関し、学長に対して必要な報告及び助言を行うため、本学に札幌医科大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第６条　委員会は、学長が次に掲げる者を委員に任命して組織する。

(1) 動物実験等に関して優れた識見及び経験を有するもの若干名

(2) 実験動物に関して優れた識見を有するもの若干名

(3) 医学部動物実験施設部長及び副部長の職にある者

(4) その他、学長が必要と認めた者

（所掌）

第７条　委員会は、次のことを所掌する。

(1) 学長の諮問により、動物実験責任者から提出された動物実験計画について、法、飼養保管基準、ガイドライン及び指針等を踏まえ、科学的合理性の観点から審査を行い、結果を学長に報告すること。

(2) 動物実験等の実施状況について把握し、学長に報告すること。

(3) 飼養保管施設又は実験室を設置するに当たり、当該申請のあった施設が、所用の要件を満たしているか否かを判断し、学長に報告すること。

(4) 飼養保管施設又は実験室の使用状況及び第 31 条に定める教育訓練の実施状況を把握し、必要に応じて学長に報告及び助言すること。

(5) その他、動物実験等の適正な実施に関し、必要に応じて学長に報告・助言すること。

（委員の任期）

第８条　第６条に定める委員（第３号の委員を除く。）の任期は２年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

（委員長等）

第９条　委員会に委員長を置き、学長が指名する。

２　委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長はその議長となる。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（会議）

第 10 条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

２　委員会の議事は、出席した委員の３分の２以上の同意をもって決するものとする。

３　委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

４　委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

（担当事務）

第 11 条　委員会の庶務は、事務局学務事務部学務課において処理し、委員会の開催に関する議事録の作成及び保存等を行うものとする。

第３章動物実験計画の立案及び実施

（申請等の手続き）

第 12 条　動物実験責任者は、動物実験を行おうとするときは、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保するため、次の各号に掲げる事項に留意の上動物実験計画を立案し、動物実

験計画書（別記第１号様式）により、実験動物管理者を経て学長に申請しなければならない。ただし、医学部動物実験施設部以外の実験室で行うものについては、講座等の長を経由するものとする。

(1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減に配慮するため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減に配慮すること。

(5) 致死的な毒性実験、感染実験、放射線照射等の苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、人道的エンドポイントを設定すること。

２　学長は、前項の申請があったときは、その適否について委員会に諮問する。

３　委員会は、動物実験計画の適否を審査し、学長に答申する。

４　学長は、委員会の審査結果を受けて、第１項の申請に対して承認の適否を決定し、速やかに動物実験責任者に通知する。

５　動物実験責任者は、前項の通知があるまで動物実験に着手することができない。

（動物実験計画の変更）

第 13 条　前条の規定は、動物実験計画の変更について準用する。

（動物実験計画の終了又は中止の報告）

第 14 条　動物実験責任者は、実験を終了し又は自ら中止したときは、動物実験終了報告書（別記第２号様式）により、速やかに、学長に報告しなければならない。

（実験操作）

第 15 条　動物実験責任者及び動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン及び指針等に基づき行うとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された飼養保管施設又は実験室において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる苦痛軽減に関すること。

ア　適切な麻酔薬、鎮痛薬等を利用すること。

イ　実験終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）について配慮すること。

ウ　適切な術後管理を行うこと。

エ　適切な安楽死の選択を行うこと。

(3) 物理的、化学的な材料又は病原体を取り扱う動物実験等若しくは人の安全、健康又は周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、飼養保管施設又は実験室の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。

(4) 飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう飼養保管施設又は実験室を保持するとともに、必要に応じ検疫を実施する等、実験動物の健康の保持に配慮すること。

(5) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、飼養保管施設又は実験室の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。

(6) 実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(7) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

２　動物実験責任者は、毎年 4 月 30 日までに、実験動物種及び使用数報告書（別記第３号様式）により、動物の種類ごとの年間使用数を学長に報告しなければならない。

第４章　飼養保管施設及び実験室

（場所の制限）

第 16 条　動物実験等は、学長の承認を得た飼養保管施設又は実験室でなければ、これを行うことができない。

（飼養保管施設の設置）

第 17 条　飼養保管施設を設置しようとする講座等の長は、飼養保管施設設置承認申請書（別記第４号様式）により、所属する学部の長を経て、学長に申請しなければならない。

２　学長は、前項の申請があったときは、申請に係る施設について委員会に諮問し、委員会の答申により承認の適否を決定し、申請に係る講座等の長に通知する。

３　飼養保管施設には、実験動物管理者を置かなければならない。

（飼養保管施設の構造等の要件）

第 18 条　飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。

(2) 実験動物の種類及び飼養保管数に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造であり、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（実験室の設置）

第 19 条　飼養保管施設以外の場所において実験室を設置しようとする講座等の長は、実験室設置承認申請書（別記第５号様式）により、所属する学部の長を経て、学長に申請しなければならない。

２　学長は、前項の申請があったときは、申請に係る実験室を委員会に諮問し、委員会の答申により承認の適否を決定し、申請に係る講座等の長に通知する。

（実験室の構造等の要件）

第 20 条　実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（維持管理）

第 21 条　実験動物管理者及び講座等の長は、実験動物の適切な管理並びに動物実験等の遂行に必要な飼養保管施設又は実験室の維持管理及び改善に努めなければならない。

第５章　実験動物の飼養及び保管

（実験動物の導入）

第 22 条　実験動物の導入及び他の研究機関等からの受入れ等（以下「実験動物の導入」という。）に当たっては、関係法令及び指針等に基づく適正な機関から動物実験施設部を経由して行うものとする。

２　実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、動物の発注条件、動物の異常の有無を確認するとともに、必要な検疫を行うものとする。また、他の研究機関等から受け入れる場合は、事前に微生物学的検査成績を入手し、その内容を確認後に受け入れるものとする。

３　実験動物管理者は、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないよう配慮するとともに、実験動物の飼養環境への順化又は順応を図るため必要な措置を講じなければ

ならない。

（飼養及び保管）

第 23 条　実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切に給餌及び給水を行うこと。

(2) 実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が実験目的以外の傷害を負い又は疾病にかかった場合、適切な治療等を行うこと。

(3) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管するときは、その組合せを考慮した収容を行うこと。

（記録の保存及び報告）

第 24 条　実験動物管理者は、飼養保管している実験動物の種類ごとに飼養数、入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録を整備するとともに、委員会が定める飼養保管状況報告書により、年度ごとに学長に報告しなければならない。

（譲渡の際の情報提供）

第 25 条　実験動物管理者は、実験動物の譲渡に当たっては、その生理、生態、習性、適正な飼養及び保管の方法並びに感染性の疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

（輸送）

第 26 条　実験動物管理者は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

（人獣共通感染症に係る知識の習得等）

第 27 条　実験動物管理者は、人獣共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努め、人獣共通感染症の発生時に必要な措置を迅速に講じることができるよう、関係機関との連絡体制の整備に努めなければならない。

（生活環境の保全）

第 28 条　実験動物管理者は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、飼養保管施設及び実験室を常に清潔に保持し、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図らなければならない。また、施設及び設備の整備等により騒音の防止を図ることによって、施設及び施設周辺の生活環境の保全に努めなければならない。

第 6 章　安全管理

（危害の防止）

第 29 条　管理者は、万一、実験動物が逸走した場合の必要な措置について、あらかじめ定めなければならない。

2　管理者は、人に危害を加える恐れのある実験動物が施設等外に逸走したときは、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3　管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者への実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対する予防措置を講じるとともに、感染症等が発生したときは、速やかに必要な措置をとらなければならない。

4　管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をするときは、人への危害発生を防止するため、飼養保管基準に基づき、必要な事項を別に定めなければならない。

5　管理者は、動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

第 30 条　管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に周知しなければならない。

２　管理者は、緊急事態が発生したときは、速やかに実験動物を保護するとともに、実験動物の逸走による危害の防止に努めなければならない。

第７章　教育訓練等

（教育訓練の実施）

第 31 条　実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

(1) 法、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン及び指針その他関係法令

(2) 本学が定める規程等

(3) 動物実験等の方法に関する基本的事項

(4) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(5) 安全確保及び安全管理に関する事項

(6) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

２　管理者は、教育訓練の実施日、内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、保存しなければならない。

（自己点検及び評価）

第 32 条　学長は、動物実験等の実施に関し、法、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン及び指針等に対する適合性について自己点検及び評価を行うものとする。

２　委員会は、学長の指示により動物実験等の実施状況に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

３　委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者等関係職員に対し、自己点検及び評価のための資料の提出を求めることができる。

４　学長は、自己点検及び評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

（情報公開）

第 33 条　学長は、動物実験等の実施状況及び動物実験等に係る自己点検及び評価の内容について、毎年１回公表するものとする。

（補則）

第 34 条　この規程に定めるもののほか、動物実験等に関して必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附　則

１　この規程は、平成 20 年１月 17 日から施行する。

２　この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、第８条第１項の規定にかかわらず、平成 22 年３月 31 日までとする。

附　則（平成 25 年４月１日規程第６号）

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。